

シェアサイクルの利用・普及促進に向けた公有地の貸出先企業等の募集
(第2回)に係る質問に対する回答について

令和6年4月12日
京都市建設局自転車政策推進室

本件募集に関するご質問に対して、以下のとおり回答いたします。

1 公有地の貸出しに関する質問

No	質問事項	回答
1	砂利、雑草等の舗装されていない区画における原状回復義務の基準についてご教示ください。	基本的には設置物の撤去だけで足りるが、社会通念上、明らかに回復されていないと本市が判断した場合(地面が大きくえぐれている等)は、対応いただくこととなります。 ・砂利は原状回復の必要あり ・雑草は原状回復の必要なし
2	3以上の区画数を有する公有地の場合、「最大区画数(3以上の数)－1」の区画数を上限に、1事業者が複数の区画の借用を申し出ることが可能と記載がございます。 1事業者が複数区画の借用を申し出る場合、各区画の提案金額は同じ金額にする必要がありますでしょうか？ それとも、区画毎に異なる提案金額でも宜しいでしょうか？	最低使用料(年額)以上であれば、区画毎に異なる提案金額でお申し込みいただいても問題ありません。